

第 11 次横浜市消費生活審議会

第 3 回施策検討部会

議事次第

平成 29 年 12 月 4 日(月) 午後 2 時から
松村ビル別館 501 会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 会議録確認者の選出について
- (2) 事業者と連携・協力した他都市の取組事例について
- (3) 若年者に関する消費者問題について
- (4) 横浜市における事業者の認定・認証・登録制度について
- (5) その他

3 閉 会

【配布資料】

- 資 料 1 第 11 次横浜市消費生活審議会 施策検討部会委員名簿
- 資 料 2 第 11 次横浜市消費生活審議会 施策検討部会の運営について
- 資 料 3 事業者と連携・協力した他都市の取組事例について
- 別 紙 1 福岡市事例参考資料（協定関連）
- 別 紙 2 福岡市事例参考資料（消費生活サポーター事業）
- 別 紙 3 千葉市事例参考資料（ちばし消費者応援団事業）
- 別 紙 4 横浜市記者発表資料（お助けカードの取組）
- 資 料 4 若年者に関する消費者問題について
- 資 料 5 横浜市における事業者の認定・認証・登録制度について

第11次横浜市消費生活審議会施策検討部会委員名簿

平成29年6月19日現在

No	委員氏名	所 属
1	うめもと よしのぶ 梅本 佳伸	一般財団法人 家電製品協会 家電製品PLセンター センター長
2	えのもと ひでお 榎本 英雄	一般社団法人 横浜市工業会連合会 会長
3	さとう よしつぐ 佐藤 喜次	公益社団法人 消費者関連専門家会議 専務理事
4	しみず ふさよ 清水 房代	横浜市消費生活推進員 中区代表
5	すずき よしひと 鈴木 義仁	神奈川県弁護士会
6	たがや としこ 多賀谷 登志子	横浜市消費者団体連絡会 代表幹事
7	むら ちづこ 村 千鶴子	東京経済大学 現代法学部 教授・弁護士

敬称略：五十音順

第11次横浜市消費生活審議会 施策検討部会の運営について

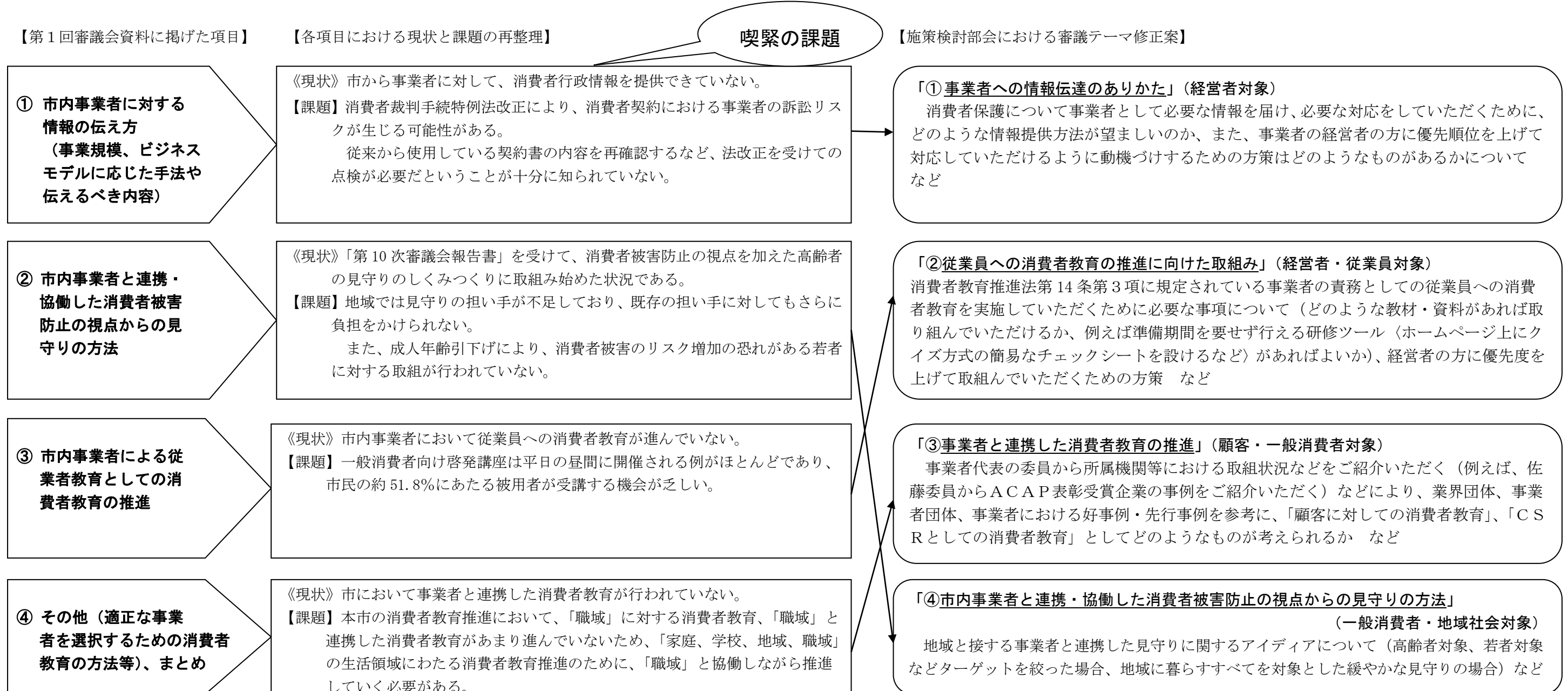
1 審議テーマ：横浜市における市内事業者との連携・協力のあり方について

【第1回消費生活審議会での決定事項】

- ★「市内事業者」とは、市内で事業展開している事業者とする。
- ★消費者と直接接している事業者を主な対象とする。
- ★「見守り」と言った場合の見守りの対象は、高齢者に限らず、若者等も含めたすべての消費者とする。
- ★事業者と連携しての消費者教育についても検討する。

2 部会において御審議いただきたい各テーマ【案】

次の4項目を主なテーマに御審議いただきたい（報告書において方向性をお示しいただいたり、御提言いただきたい項目です）。



<取組項目について>

- (1) 事業者に対する情報提供の取組 (4) 事業者と連携した見守りの取組
 (2) 従業員向けの消費者教育の取組 (5) 消費者保護に取組む事業者の登録制度
 (3) 事業者と連携した消費者教育の取組 (6) その他の取組

福岡市

取組項目	取組内容
(1) 事業者に対する情報提供の取組	市内基幹郵便局 8 か所及びイオン九州株式会社 1 店舗にセンターの情報紙「くらしのインフォメーション」を定期的(年 4 回)に送付し、市民に配架
(3) 事業者と連携した消費者教育の取組 参考資料：別紙 1	第一生命保険(株)と「消費者行政に係る地域共働事業に関する協定」※を締結。教育委員会と連携し、第一生命保険(株) 職員、センター職員及び福岡大学学生ボランティア団体が市立中学校に出向いて、消費者教育教材『ライフサイクルゲームⅡ』を用いた家庭科の授業を支援<平成 28 年度実績：13 校 54 クラス> ※ 協定締結日：平成 29 年 4 月 14 日(参考資料：別紙 1) 協定内容は消費者教育と高齢者等の見守り活動の 2 本柱
(4) 事業者と連携した見守りの取組 参考資料：別紙 1	第一生命保険(株)と「消費者行政に係る地域共働事業に関する協定」※を締結。営業職員による個別訪問時の見守り活動等を実施 ※ 協定締結日：平成 29 年 4 月 14 日(参考資料：別紙 1) 協定内容は消費者教育と高齢者等の見守り活動の 2 本柱
(5) 消費者保護に取組む事業者の登録制度 参考資料：別紙 2	高齢者等の消費者被害の未然防止を強化するために、平成 18 年度から悪質商法の手口や対処法について地域へ伝達する人材として福岡市消費生活サポーターを育成し、その啓発活動を継続的に支援する事業を実施。地域で活動する個人のサポーターに加え、平成 29 年 8 月事業者サポーター制度を創設。社会貢献活動として高齢者等の見守り活動を行う事業者と「消費者被害の防止に係る共働に関する協定」を締結し、事業者サポーターに登録。消費生活サポーター事業の強化を図っている。 ※平成 27 年 3 月 福岡市消費生活サポーター事業運営要綱制定 ※平成 29 年 8 月 同要綱改正事業者サポーター制度創設 (福岡市消費生活サポーター運営要綱：別紙 2)

静岡市

取組項目	取組内容
(1) 事業者に対する情報提供の取組	地域包括支援センター、居宅介護支援事業所に定期的に注意喚起情報等を配信 <平成 28 年度実績> ・注意喚起情報等の配信 13 回 (地域包括支援センター：24 箇所、居宅介護支援事業所：39 箇所。13 回のうち 1 回は受信登録未登録の居宅介護支援事業所 197 箇所にも郵送) ・高齢者見守りガイドブック静岡版 2016 の配付 4,830 部 (地域包括支援センター 24 箇所、社会福祉協議会 1 箇所)

千葉市

取組項目	取組内容
(2) 従業員向けの消費者教育の取組	市職員に対し、新採用職員研修の中で消費者教育に関する講義を実施<平成 28 年度実績：2 回 292 人>
(3) 事業者と連携した消費者教育の取組	ジェフ市原千葉（J リーグサッカーチーム）の協力のもと、試合会場で啓発活動を実施
(5) 消費者保護に取組む事業者の登録制度 参考資料：別紙 3	消費者教育に関する活動を行っている事業者を含む団体を支援するものとして、「ちばし消費者応援団事業」を実施。登録した事業者に対し、掲示用ステッカーや情報紙の送付、施設の貸出等を行う。 <平成 29 年 9 月 1 日時点の登録数：88 団体、うち事業者は 3 社> ⇒ 東京ガス（子どもに対する環境教育や食育の支援）、SMBC コンシューマーファイナンス（金融経済教育セミナーの開催）、水戸証券（セミナーの開催や講師派遣などの金融教育支援）

川崎市

取組項目	取組内容
(3) 事業者と連携した消費者教育の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォントラブルから子どもを守るため、KDD I (株)（平成 28 年度）、LINE (株)（平成 29 年度予定）と連携し、講演会を実施 ・出前講座のメニューの一部として、講師料を事業者が負担する講座を実施（電機メーカー・パナソニック(株)エコソリューションズ社と連携した「環境・エコ講座」など）
(4) 事業者と連携した見守りの取組	訪問介護事業者、地域包括支援センター運営事業者等に対し連絡会等の場において講座を行い見守りの取組を実施

広島市

取組項目	取組内容
(4) 事業者と連携した見守りの取組	訪問介護支援事業者に対し、見守り講座を実施し、消費生活協力団体として育成（実施時期：平成 29 年度）

名古屋市

取組項目	取組内容
(4) 事業者と連携した見守りの取組	佐川急便(株)と名古屋市が締結した包括協定に基づく連携事業として「高齢消費者見守り支援講座」を開催（締結日：平成 29 年 8 月 3 日）

神戸市

取組項目	取組内容
(6) その他の取組	「インターネットトラブル対策サイト」を開設し、サイトにアクセスするためのQRコード付啓発ステッカーを作成。携帯電話会社や家電量販店の市内各店舗でインターネット関連機器を購入した方に配布 <実施時期：平成28年度、配布枚数：約12,000枚>

京都市

取組項目	取組内容
(3) 事業者と連携した消費者教育の取組	ACAP等と連携し、「子ども消費生活講座」を実施 <平成28年度> ・第一生命保険(株)が開発した教材を活用した講座の開催 <平成29年度> ・パナソニック(株)エコソリューションズ社によるLEDオリジナルランプの作成(エコや省エネについて学ぶ)。 ・江崎グリコ(株)による手作りビスコとクイズの実施(食生活について学ぶ)。

横浜市

▽ 経済局消費経済課

取組項目	取組内容
(4) 事業者と連携した見守りの取組 参考資料：別紙4	高齢者の消費者被害防止を目的に、市内事業者と連携して消費生活総合センターの連絡先を記載した名刺サイズの「お助けカード※」の配布を実施 ①携帯事業者3社(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク) ⇒スマートフォンを新規購入した、市内在住の65歳以上の方に配布<平成29年9月中旬から配布：計70,000枚> ②神奈川県生活協同組合連合会 ⇒夕食等の宅配時、イベント等の際に気になるご年配の方に配布<平成29年9月中旬から配布：計40,000枚> ③損害保険ジャパン日本興亜(株) ⇒既契約者の自宅を訪問した際、気になるご年配の方に配布<平成29年11月上旬から配布：計9,000枚>

▽ 消費生活総合センター

取組項目	取組内容
(2) 従業員向けの消費者教育の取組	横浜市内の企業等が主催する講演会や研修会等に、消費生活総合センター職員を講師として派遣(平成28年度実績：4回118人)

福岡市と第一生命保険株式会社の 『消費者行政に係る地域共働事業に関する協定』の締結について

【意義】 第一生命保険株式会社700名の社員の強みを活かし、学校における消費者教育や高齢者等の見守り活動を推進することで、安全安心に暮らせる地域づくりの実現をめざす。

- 【背景】**
- 学校における消費者教育の重要性
 - ⇒ 成年年齢引き下げの議論
 - ⇒ ネット通販やオンラインゲームなどによる消費者被害は中学生にも及ぶ
 - 高齢者等の消費者被害の深刻化
 - ⇒ 相談件数13,386件（平成27年度）の約3割が60歳以上
 - ⇒ 県内のニセ電話詐欺の被害額は約18.4億円（平成27年）

こうした消費者トラブルや消費者被害を未然に防止し、安全安心に暮らすためには、高齢者等の見守り活動や学校における消費者教育の強化が急務である。

表 27年度 主な相談内容

順位	相談内容	件数
1	デジタルコンテンツ ※1 ネット通販やオンラインゲーム の課金に関するトラブルなど	1,932
2	不動産貸借	965
3	商品一般 ※2	552
4	インターネット接続回線	417
5	携帯電話サービス	390

※1 インターネットを通じた情報提供サービス
※2 商品を特定できない相談。架空請求など

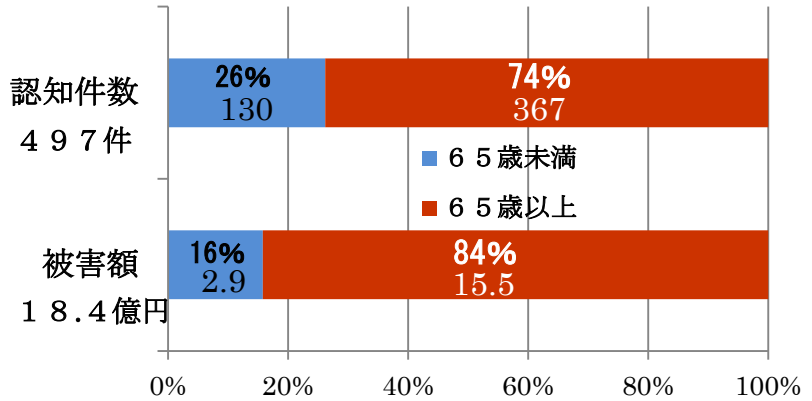


図 27年 ニセ電話詐欺被害の割合

【内容】 ● 中学校における消費者教育授業 《全国初の取り組み》

ポイント 第一生命保険(株)社員が市立中学校に出向いて、消費者教育教材『ライフサイクルゲームⅡ』を用いた授業をサポートします。
平成28年度は12校で先行実施。29年度以降も継続実施予定。



ライフサイクルゲームⅡを用いた家庭科授業の様子

● 社員700名による高齢者等の見守り活動

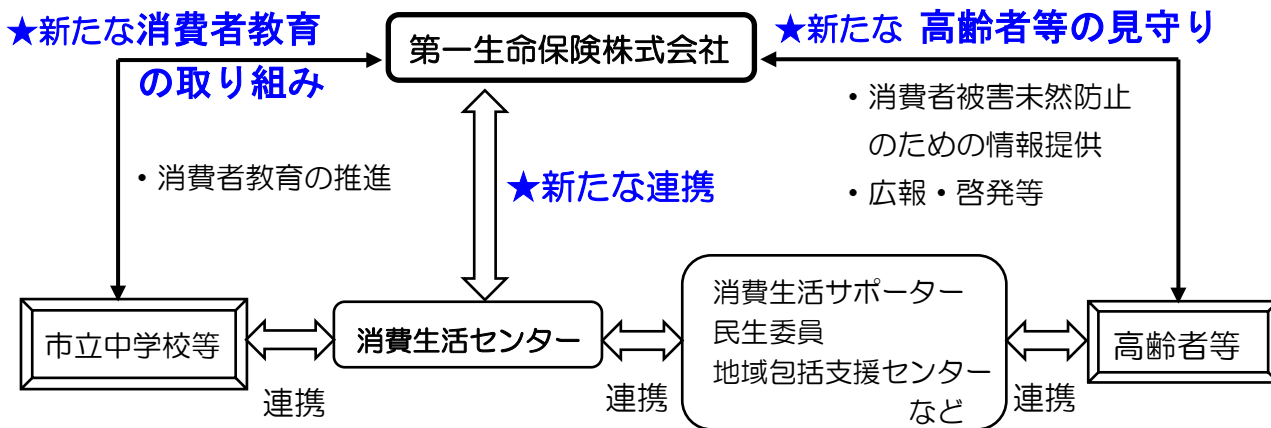
ポイント 第一生命(株)の社員が市民宅を個別訪問し、多発する消費者トラブルについて具体的な事例を紹介するとともに、消費生活にまつわる相談を受け、行政につなぐなど丁寧な対応により消費者被害を未然に防止します。

➡ 平成27年度の個別訪問実績 延べ約33万世帯

《福岡市と第一生命保険株式会社の協定締結は初》

協定締結先 東京都千代田区有楽町一丁目 13 番 1 号
 第一生命保険株式会社 代表取締役社長 稲垣 精二
 協定締結日 平成 29 年 4 月 14 日
 消費者行政に係る地域共働事業に関する協定書 別紙のとおり

【連携のスキーム】



【第一生命保険(株)これまで・これからの取り組み】

- 福岡マラソン2016に協賛
 平成 27 年度に引き続き協賛。
- 黄色いワッペン贈呈事業
 平成 16 年より、みずほフィナンシャルグループ、損保ジャパン日本興亜、明治安田生命保険と共に全国 110 万人の新小学 1 年生に交通事故から身を守る『黄色いワッペン』を贈呈。
- ふくおか見守り隊の活動
 平成 27 年 10 月、福岡県警と「犯罪の起きにくい社会づくりに関する協定」を締結し、社内に『ふくおか見守り隊』を結成、福岡県警市内 8 署（中央、博多、東、西、南、早良、臨港、空港）と共に防犯活動に協力。
- 福岡大学学生ボランティアとの連携
 福岡大学学生ボランティア団体『ななくま元気にするっ隊』と連携して、消費者教育と高齢者等の見守り活動を行う。

『ななくま元気にするっ隊』とは…



平成 22 年から活動を開始した福岡大学の防犯ボランティアで、大学周辺での夜間の防犯活動のみならず、天神や大名地区のゴミ拾いや落書きけしなど、定期的に幅広い活動を実施している。福岡県で唯一警察庁の支援を受ける指定防犯ボランティア団体。

『ライフサイクルゲームⅡ～生涯設計のススメ～』とは…



第一生命保険(株)が開発した、消費生活に関する知識やトラブル解決法を学ぶ消費者教育教材。公益財団法人消費者教育支援センターの実施した「消費者教育教材教材表彰」において「最優秀賞」を受賞。

- 福岡市見守りダイヤルに登録
 社員 700 名が孤立死の防止などを目的とした活動に協力

福岡市消費生活サポーター事業運営要綱

第1 目的

市は、悪質商法の手口や対処法について地域へ情報伝達できる人材としてのサポーターを育成し、その啓発活動を継続的に支援するとともに、消費生活に関する活動を行う事業者と連携・協力することにより、高齢者等の消費者被害の未然防止を図るものとする。

第2 定義

1 この要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 消費生活サポーター サポーター及び事業者サポーターをいう。
- (2) サポーター 第3-2の規定により、サポーターとして登録された個人をいう。
- (3) 事業者サポーター 第4-2の規定により、市と協定等を締結するなど、事業者サポーターとして登録された事業者をいう。

第3 サポーター

1 要件

サポーターは、市内に居住し、又は市内の団体に所属する個人で、消費生活について関心を持ち、ボランティア活動に意欲のある者であって、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 消費生活サポーター育成講座を受講した者
- (2) 消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントのいずれかの資格を有する者
- (3) 前号と同等以上の知識を有する者として市民局生活安全消費生活センター所長（以下「所長」という。）が認める者

2 登録手続

サポーターの登録手続は、次のとおりとする。

- (1) サポーターの登録を希望する者は、福岡市消費生活サポーター登録申請書（様式第1号）を所長に提出するものとする。
- (2) 所長は、前号の者が第3-1の要件を満たすと認めるときは、その者をサポーターとして登録簿に登録する。
- (3) 所長は、サポーターの登録をした者に対し、福岡市消費生活サポーター登録証兼名札（様式第2号）及び福岡市消費生活サポーター活動紹介名刺（様式第3号）を交付する。

3 登録の期間及び登録の更新

サポーターの登録期間は、登録した年度の4月1日から3年間とする。この場合において所長は、サポーターが登録の更新を希望するときは、登録を3年間更新するものとし、その後もまた同様とする。

4 消費生活サポーター育成講座の実施

消費生活サポーター育成講座について、必要な事項は所長が別に定める。

5 サポーターの活動内容

サポーターの活動内容は、次のとおりとする。

(1) 地域での悪質商法の手口や対処法などの情報伝達

- ① 地域の集まりなどでのトラブル事例の紹介やミニ講座の開催
- ② 啓発チラシの配布や回覧など

(2) 消費生活センターへの相談仲介

消費者トラブルで困っている市民に市民局生活安全部消費生活センター（以下「センター」という。）の相談コーナーを紹介すること。

6 センターによる支援

センターは、サポーターに対して、次に掲げる支援を継続的に行うものとする。

- (1) 啓発資料等の提供及び貸出し
- (2) 地域での啓発活動に関する助言
- (3) 情報交換会の開催（年2～3回程度）

7 禁止行為

- (1) サポーターは、その活動により知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。サポーターの登録を取り消された後も、また同様とする。
- (2) サポーターは、その活動時に、政治的活動、宗教的活動又は営利を目的とした活動を併せて行ってはならない。

8 登録の取消し

所長は、次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- (1) サポーターから登録取消しの申出があったとき。
- (2) サポーターが第3-7の禁止行為を行い、所長がその登録を取り消す必要があると認めるとき。
- (3) その他、所長が登録を取り消す必要があると認めるとき。

第4 事業者サポーター

1 要件

事業者サポーターは、市内に事業所を有する法人その他の団体で、社会貢献活動についての実績を有し、かつ、消費者被害を防止する活動と消費者行政への協力を行う意思を有する事業者とする。

2 登録手続

事業者サポーターの登録手続は、次のとおりとする。

- (1) 市は、第4-1の要件を満たすと認める事業者と、消費者被害を防止する活動及び消費者行政への協力について協定を締結する。

- (2) 所長が、市が包括連携協定を締結した事業者と消費者被害を防止する活動及び消費者行政への協力について合意したときは、当該包括連携協定は前号の協定とみなす。
- (3) 第1号の協定を締結したとき又は前号の合意をしたときは、所長は、その事業者を事業者サポーターとして登録簿に登録する。
- (4) 所長は、事業者サポーターの登録をした事業者に対し、福岡市消費生活事業者サポーター登録証（様式第4号）及び福岡市消費生活事業者サポーター登録ステッカー（様式第5号）を交付する。

3 登録の期間及び登録の更新

事業者サポーターの登録期間は、第4-2-(1)の協定又は第4-2-(2)合意（以下「協定等」という。）の成立の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、双方から協定等の解除の意思表示がないときは、自動的に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

4 事業者サポーターの活動内容

事業者サポーターの活動内容は、次に掲げるもののうち、事業者の本来の事業に支障のない範囲内で、協定等において事業者が行うこととしたものとする。

- (1) 消費者トラブルを未然に防止するための広報啓発活動
- (2) 事業活動中における声かけ等の消費者被害の未然防止活動
- (3) センターによる啓発活動等の支援
- (4) 消費者教育の推進

5 センターによる支援

センターは、事業者サポーターに対し、次の支援を行うとともに、連携・協力して消費者被害を防止する活動を行う。

- (1) 啓発資料等の提供及び貸出し
- (2) 地域での啓発活動に関する助言

6 禁止行為

事業者サポーターは、市との連携・協力を行う上で知り得た秘密及び事業者サポーターとしての活動により知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。事業者サポーターの登録を取り消された後も、また同様とする。

7 協定等の解除及び登録の取消し

- (1) 市長は、次のいずれかに該当するときは、第4-2-(1)の協定を解除するものとする。
 - ア 事業者サポーターから協定を解除したいとの申出があったとき。
 - イ 6の禁止行為を行い、協定を解除する必要があると認めるとき。
 - ウ その他、協定を解除する特別の必要があると認めるとき。

- (2) 所長は、前号のいずれかに該当するときは、第4-2-(2)の合意を解除するものとする。
- (3) 第1号又は前号の規定により協定等が解除されたときは、所長は、事業者サポーターの登録を取り消すものとする。

第5 その他

- (1) サポーターに関する事務は、センターが行う。
- (2) この要綱に定めるもののほか、必要な事項は所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

[千葉市](#)

[ホーム](#) > [くらし・地域・手続](#) > [くらし・生活・相談](#) > [消費生活](#) > [消費生活に関するおすすめ情報](#) > [ちばし消費者応援団](#) > ちばし消費者応援団(個人会員)の概要・登録方法

更新日: 2016年10月21日

ちばし消費者応援団(個人会員)の概要・登録方法

市では、消費者教育に取り組んでいる、又は、取り組みたいと思っている方の活動を支援するため、ちばし消費者応援団(個人会員)登録制度を実施しています。

消費者教育とは?

消費者教育とは、消費生活で合理的な意思決定ができ、消費者被害に遭わない知識を持っていることにとどまらず、社会の一員として、よりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与する「自ら考え行動する自立した消費者」への成長を促進するための教育や啓発のことをいいます。

合理的な意思決定ができ、消費者被害に遭わない知識を持っていること	よりよい市場や社会の発展のために積極的に関わっていくこと
<ul style="list-style-type: none">契約書は必ず目を通し、分からない部分があれば、確認する品質や生産地などを吟味し、より安全性の高い食品を購入する など 	<ul style="list-style-type: none">最新の消費者トラブルに関する情報を家族や地域で共有する環境に配慮し、節電・節水を心がける など 

消費者教育の実践例

消費者被害の防止の例

- 契約書は必ず目を通し、分からない部分があれば、確認する
- 町内で、回覧や声掛け、防犯パトロールなどを行う
- 最新の消費者トラブルに関する情報を、家族や地域で共有する

環境への取り組みの例

- ごみ減量のため、エコバッグの持参やごみの分類を行う
- 環境に配慮し、節電・節水を心がける
- 自分や家族に必要な分を考え、不要な買い物避ける

食への取り組みの例

- 食品ロスをなくすため、食品廃棄の削減やフードバンクの活用を努める
- 地域の活性化や排気ガス削減を考え、地産地消品を積極的に購入する
- 品質や生産地などを吟味し、より安全性の高い食品を購入する

その他の取り組みの例

- 消費者トラブル発生時、消費生活センターに相談し、事業者と問題解決に向けた交渉を行う
- 発展途上国との公平な貿易を進め、途上国の低賃金労働を改善するフェアトレード品を購入する
- 障害者就労施設の生産する商品やサービスの利用を通して、障害者支援を行う

詳しくは、[暮らしの情報いずみ特集号](#)をご覧ください。

登録方法

ちばし消費者応援団(個人会員)登録申請書を消費生活センターまで提出してください。郵送、持参、FAXの他、電子メールによる申請も可能です。

[Word] [ちばし消費者応援団\(個人会員\)登録申請書\(ワード: 23KB\)](#)

[PDF] [ちばし消費者応援団\(個人会員\)登録申請書\(PDF: 155KB\)](#)

特典

ちばし消費者応援団(個人会員)に登録された方には、下記のような特典があります。

- [暮らしの情報いずみ](#)や[消費者被害注意報](#)などを送付し、消費生活及び消費者教育に関する情報をお届けします。
- 消費生活センターの施設([消費者活動コーナー](#)・[研修講義室](#)・[実験実習室](#))を利用できます。

- 個人会員を対象とした研修会等の開催します。
- ちばし消費者応援団登録証及びキーホルダーを差し上げます。



注意事項

次のいずれかに該当する場合は、ちばし消費者応援団(個人会員)に登録できませんので、ご了承ください。

- 千葉市在住、在勤又は在学のいずれにも該当しない場合
- 法令に違反している場合
- 公序良俗に反する活動を行う団体に所属している場合

また、消費者教育に関する活動に合わせて、政治活動、宗教活動又は営利を目的とする活動を行ってはけません。これらの活動を行った場合はちばし消費者応援団(個人会員)の登録を取り消します。

なお、年度終了後2か月以内に、ちばし消費者応援団(個人会員)活動報告書によりセンターに活動内容を報告していただきます。

[Word] [ちばし消費者応援団\(個人会員\)活動報告書\(ワード:21KB\)](#)

[PDF] [ちばし消費者応援団\(個人会員\)活動報告書\(PDF:145KB\)](#)

このページの情報発信元

市民局生活文化スポーツ部消費生活センター
千葉市中央区弁天1丁目25番1号 暮らしのプラザ内
電話:043-207-3602
ファックス:043-207-3111
shohi.CIL@city.chiba.lg.jp

LINEで送る ツイート

千葉市役所 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 代表電話番号:043-245-5111
開庁時間:8時30分から17時30分(土日祝日および12月29日~1月3日を除く)

Copyright © City of Chiba. All Rights Reserved.

[千葉市](#)[ホーム](#) > [くらし・地域・手続](#) > [くらし・生活・相談](#) > [消費生活](#) > [消費生活に関するおすすめ情報](#) > [ちばし消費者応援団](#) > ちばし消費者応援団(団体会員) 一覧

更新日: 2017年10月6日

ちばし消費者応援団(団体会員) 一覧

「ちばし消費者応援団(団体会員)」に登録し、消費者教育に関する活動を行っている団体及び事業者を紹介します。

団体

名称など	活動内容
千葉市生活デザイン研究会 (会長) 河井恵子 (活動場所) 千葉市民活動支援センター (メールアドレス) mequ_river@yahoo.co.jp	消費生活に関するイベントでのパネル展示や、講演会の開催など【 活動紹介 】
第一学院高等学校千葉キャンパス (所在地) 中央区新町16-10悠久ビル6F (電話) 043-302-8900 (FAX) 043-302-8910 (メールアドレス) chiba@daiichigakuin.ed.jp	消費生活センターと連携し、生徒に対しセンターの見学や消費者トラブルに関する授業を実施
千葉市社会福祉協議会幕張西地区部会 (部会長) 平野悦子 (活動場所) 美浜区幕張西1~6丁目、浜田1~2丁目	消費生活センターと連携し、暮らしの巡回講座を開催
千葉市社会福祉協議会朝日ヶ丘地区部会 (部会長) 天春立兵 (活動場所) 千葉市立朝日ヶ丘中学校内社協事務所	消費生活センターと連携し、高齢者向けの「悪質商法の手口と対処法」に関する講座を開催【 活動紹介 】
一般社団法人千葉市老人クラブ連合会 (会長) 藤森清彦 (所在地) 中央区千葉寺町1208-2 (電話) 043-262-1236 (FAX) 043-262-1237 (メールアドレス) info@chibashi-roren.jp	消費生活センターと連携し、高齢者向けの「悪質商法の手口と対処法」に関する講座を開催【 活動紹介 】
千葉市花見川いきいきプラザ (所長) 志田由美子 (所在地) 花見川区三角町750 (電話) 043-216-0080 (FAX) 043-216-0083 (メールアドレス) hanamigawa@wind.ocn.ne.jp	消費生活センターと連携し、高齢者を対象とする悪質商法に関する講座などを開催
社会福祉協議会稲毛団地一丁目団地いきいきサロン (会長) 鈴木重夫 (所在地・活動場所) 美浜区稲毛海岸1-2 (電話・FAX) 043-247-3538	消費生活センターの巡回講座など、消費生活に関する様々な講座を開催
公益社団法人千葉県栄養士会 (会長) 長谷川克己 (所在地) 若葉区殿台町122 (電話) 043-256-1117 (FAX) 043-256-1804	千葉市が主催する市民健康づくり大会等に参画し、市民の健康増進に寄与すると共に、親子料理教室を開催し、食育に関する活動を実施
若葉区老人クラブ連合会 (会長) 和田勝紀 (活動場所) 都賀コミュニティセンター	消費生活センターと連携し、悪質商法に関する講座を開催するなど、消費者被害防止のための活動を実施【 活動紹介 】
千葉食物アレルギー親と子の会 (活動場所) 千葉大学医学部附属病院、千葉県こども病院、独立行政法人国立病院機構下志津病院、若葉区ボランティアセンター (メールアドレス) alle_oyako@yahoo.co.jp	市民を対象とした講演会を開催する等、食物アレルギーに関する市民の理解を深める活動を実施
千葉市女性活動推進会	

(会長) 中谷きよ (活動場所) 中央コミュニティセンター	環境や消費者問題に関する勉強会及び消費生活センターとの連携による悪質商法に関する講習会の開催【活動紹介】
脳トレ稲毛会 (代表) 木村進一 (活動場所) 稲毛保健福祉センター (電話) 043-256-9401 (FAX) 043-256-9402 (メールアドレス) wjkh091@ybb.ne.jp	会員やその家族と知人を対象とした悪質商法に関する講座などの開催
千葉市若葉いきいきプラザ (所長) 佐久間治昌 (所在地) 若葉区北谷津町333-2 (電話番号) 043-228-5010 (FAX) 043-228-8956	消費生活センターと連携し、高齢者を対象とする悪質商法に関する講座などを開催
生活協同組合コープみらい千葉県本部 (理事) 鳥羽治明 (所在地) 中央区新田町36-15千葉テックビル4F (電話) 043-301-6686 (FAX) 043-301-6688	食育に関する取り組みとして、農業体験、産地・工場見学、商品学習交流会などのイベントの実施
生活協同組合コープみらい4区ブロック委員会 (ブロック委員長) 大久保雄子 (所在地) 中央区新田町36-15千葉テックビル4F (電話) 043-301-6686 (FAX) 043-301-6688	食育・地産地消・環境問題などに向けた、学習会・体験イベントを開催
小倉台親和会(昔あそびの会) (会長) 中谷きよ (活動場所) 小倉台中央自治会館、若松公民館	子ども達にエコたわしの作り方を教えながら、消費生活に関心を持たせる活動を実施
千葉市美浜いきいきプラザ (所長) 配島正容 (所在地) 美浜区高洲3-5-6 (電話) 043-270-1800 (FAX) 043-270-1811 (メールアドレス) mihamaikipla1056@comet.ocn.ne.jp	消費生活センターと連携し、高齢者を対象とする悪質商法に関する講座などを開催
千葉市磯辺公民館 (所在地) 美浜区磯辺1-48-1 (電話) 043-278-0033 (FAX) 043-278-9959 (メールアドレス) isobe.EDL@city.chiba.lg.jp	消費生活センターと連携し、悪質商法に関する講座などを開催
千葉市都賀いきいきセンター (所長) 佐久間治昌 (所在地) 若葉区都賀4-20-1 (電話) 043-232-4771 (FAX) 043-232-4773	消費生活センターと連携し、高齢者を対象とする悪質商法に関する講座などを開催
生活クラブ生活協同組合千葉本部 (専務理事) 片桐浩章 (所在地) 美浜区真砂5-21-12 (電話) 043-278-7671	エコフェスタやライフプラン講座を企画
生活クラブ生活協同組合千葉ブロック (所在地) 美浜区真砂5-21-13 (電話) 043-278-7629	高齢者見守り活動や食育に関する学習会などイベントを企画
生活クラブ生活協同組合デポー真砂 (所在地) 美浜区真砂5-21-12 (電話) 043-278-0112	地域の高齢者見守りや環境(容器回収、古着回収)などの啓発
生活クラブ生活協同組合デポーみつわ台 (所在地) 若葉区みつわ台3-14-5 (電話) 043-287-2414	地域の高齢者見守りや環境(容器回収、古着回収)などの啓発
生活クラブ生活協同組合デポー園生 (所在地) 稲毛区園生町1107-7 (電話) 043-290-0090	地域の高齢者見守りや環境(容器回収、古着回収)などの啓発
生活クラブくらしと家計の相談室	千葉市民が参加できる生活設計に関する講座の企画

(所在地) 中央区中央3-9-9エレル千葉中央ビル304 (電話) 043-202-1471	
千葉市緑いきいきプラザ (所長) 福田陽一 (所在地) 緑区誉田町2-15-65 (電話) 043-300-1313 (FAX) 043-300-1511 (メールアドレス) midoriikiikip56512@smile.ocn.ne.jp	消費生活センターと連携し、高齢者を対象とする悪質商法に関する講座などを開催
真砂一丁目自治会 (活動場所) 美浜区真砂	消費生活センターと連携し、悪質商法に関する講座などを開催
千葉市稲毛いきいきプラザ (所長) 小林尚敬 (所在地) 稲毛区稲毛東6-19-1 (電話) 043-242-8005 (FAX) 043-242-8175	消費生活センターと連携し、高齢者を対象とする悪質商法に関する講座などを開催
中央区老人クラブ連合会 (会長) 杉野茂 (活動場所) 蘇我コミュニティセンター	消費生活センターと連携し、高齢者が悪質商法や詐欺に遭わないための活動を実施
千葉市あんしんケアセンター土気 (所長) 布施成章 (所在地) 緑区あすみが丘1-20-1パーズモールC棟1階 (電話) 043-295-0110 (FAX) 043-205-5050 (メールアドレス) anshin@yuuwakai.jp	高齢者を消費者被害から守るため、地域の居宅介護支援事業者のケアマネージャー等を対象とした勉強会の開催
千葉市中央いきいきプラザ (所長) 中田伸治 (所在地) 中央区松ヶ丘町257-1 (電話) 043-209-9000 (FAX) 043-209-9006	消費生活センターと連携し、高齢者を対象とする悪質商法に関する講座などを開催
千葉市さつきが丘いきいきセンター (所長) 志田由美子 (所在地) 花見川区さつきが丘1-32-3 (電話) 043-250-4651 (FAX) 043-250-4652	消費生活センターと連携し、高齢者を対象とする悪質商法に関する講座などを開催
大宮町千城自治会 (活動場所) 若葉区大宮町	「暮らしの情報いずみ」の回覧など
若松町五月会 (活動場所) 若葉区若松町	「暮らしの情報いずみ」の回覧、ごみの集団回収など
京友会自治会 (活動場所) 稲毛区長沼町	「暮らしの情報いずみ」の回覧、リサイクル活動など
歯科大前真砂自治会 (活動場所) 美浜区真砂	「暮らしの情報いずみ」の回覧など
長作町貝塚町会 (活動場所) 花見川区長作町	「暮らしの情報いずみ」の回覧など
誉田団地自治会 (活動場所) 緑区大膳野町	「暮らしの情報いずみ」の回覧など
検見川パークハウス自治会 (活動場所) 美浜区真砂	「暮らしの情報いずみ」の回覧、ごみの集団回収など
愛生町町内会 (活動場所) 若葉区愛生町	「暮らしの情報いずみ」の回覧、ごみの集団回収など
黒砂北部自治会 (活動場所) 稲毛区黒砂	「暮らしの情報いずみ」の回覧、防犯パトロールの実施など
さつきが丘第2丁目第3町会 (活動場所) 花見川区さつきが丘	「暮らしの情報いずみ」の回覧など
浜野東自治会 (活動場所) 中央区浜野町	「暮らしの情報いずみ」の回覧など
	「暮らしの情報いずみ」の回覧、「くらしの巡回講座」の開催など

検見川ガーデンハイツ自治会 (活動場所) 美浜区真砂	
若松ブランタン自治会 (活動場所) 若葉区若松町	「暮らしの情報いずみ」の回覧など
大森町日の出会 (活動場所) 中央区大森町	「暮らしの情報いずみ」の回覧など
東千葉陸自治会 (活動場所) 中央区東千葉	「暮らしの情報いずみ」の回覧、防犯パトロールの実施、ごみの集団回収など
稲毛町5丁目自治会 (活動場所) 稲毛区稲毛町	「暮らしの情報いずみ」の回覧など
磯辺7丁目東自治会 (活動場所) 美浜区磯辺	「暮らしの情報いずみ」の回覧など
千葉市越智いきいきセンター (所在地) 緑区越智町822-7 (電話) 043-205-1290 (FAX) 043-205-1291	消費生活センターと連携し、高齢者を対象とする悪質商法に関する講座などを開催
みつわ台3丁目東町内会 (活動場所) 若葉区みつわ台	「暮らしの情報いずみ」の回覧など
生実町町内会 (活動場所) 中央区生実町	「暮らしの情報いずみ」の回覧、防犯パトロールの実施など
あすみが丘2丁目狹生町内会 (活動場所) 緑区あすみが丘	「暮らしの情報いずみ」の回覧など
若葉はづき会 (活動場所) 若葉区加曽利町	「暮らしの情報いずみ」の回覧など
星久喜中地区自治会 (活動場所) 中央区星久喜町	「暮らしの情報いずみ」の回覧など
西千葉グリーンハイツ自治会 (活動場所) 稲毛区作草部町	「暮らしの情報いずみ」の回覧など
西都賀5丁目第2自治会 (活動場所) 若葉区西都賀	「暮らしの情報いずみ」の回覧など
亀岡町自治会 (活動場所) 中央区亀岡町	「暮らしの情報いずみ」の回覧、防犯・防災活動の実施など
JA千葉女性部協議会 (会長) 平山光子 (所在地) 中央区新千葉3-2-6 (電話) 043-245-7304 (FAX) 043-247-4678 (メールアドレス) seikatsu@ja-chiba.or.jp	農業体験教室や料理教室の開催など、食育、環境を始めとした消費者教育に係る様々なイベントなどの実施
八千代台ハイツ管理組合 (活動場所) 花見川区天戸町	「暮らしの情報いずみ」の回覧など
千城台北一丁目自治会 (活動場所) 若葉区千城台北	「暮らしの情報いずみ」の回覧など
花輪町自治会 (活動場所) 中央区花輪町	「暮らしの情報いずみ」の回覧、「 くらしの巡回講座 」の開催など
矢作台親睦会 (活動場所) 中央区矢作町	「暮らしの情報いずみ」の回覧など
磯辺三丁目西自治会 (活動場所) 美浜区磯辺	「暮らしの情報いずみ」の回覧など
亀井町会 (活動場所) 中央区亀井町	「暮らしの情報いずみ」の回覧など
幸町19番地自治会 (活動場所) 美浜区幸町	「暮らしの情報いずみ」の回覧など
汐見春日自治会 (活動場所) 中央区汐見丘町	「暮らしの情報いずみ」の回覧など

鷹の台自治会 (活動場所) 花見川区横戸町	「暮らしの情報いずみ」の回覧など
特定非営利法人八口八口 (代表者) 成瀬悠 (所在地) 東京都江東区深川1-1-2-403 (電話番号・FAX) 043-5875-9923 (メールアドレス) fteventchiba@gmail.com	フェアトレードの推進を目的とした、世界と豊かさを共有できるライフスタイルの啓発など
パルシステム千葉本部 (代表者) 佐々木博子 (所在地) 船橋市本町2-1-1船橋スクエア21 (メールアドレス) palchiba-kouhou@pal.or.jp	食育や環境教育、ライフプラン、消費者教育に関する様々な講座の企画、開催
パルシステム千葉千葉センター (所在地) 千葉市緑区おゆみ野1-27-3	食育や環境教育、ライフプラン、消費者教育に関する様々な講座の企画、開催
パルシステム千葉稲毛センター (所在地) 千葉市稲毛区長沼町337-1	食育や環境教育、ライフプラン、消費者教育に関する様々な講座の企画、開催
千葉市花見川いきいきセンター (代表者) 志田由美子 (所在地) 花見川区花見川9-1 (電話) 043-286-8030 (FAX) 043-286-8031	消費生活センターと連携し、高齢者を対象とする悪質商法に関する講座などを開催
宮崎町栄親会 (活動場所) 中央区宮崎町	「暮らしの情報いずみ」の回覧など
萩台わかば自治会 (活動場所) 稲毛区萩台町	「暮らしの情報いずみ」の回覧など
加曽利辰巳自治会 (活動場所) 若葉区加曽利町	「暮らしの情報いずみ」の回覧など
検見川町五丁目町内会 (活動場所) 花見川区検見川町	「暮らしの情報いずみ」の回覧など
ほおじろ台自治会 (活動場所) 若葉区加曽利町	「暮らしの情報いずみ」の回覧など
おゆみ野南1丁目自治会 (活動場所) 緑区おゆみ野南1丁目	「暮らしの情報いずみ」の回覧など
ちば菜の花会 (世話人代表) 松田敏子 (所在地) 習志野市津田沼6-1-6-502 (活動場所) 千葉市男女共同参画センター・千葉県青少年女性会館他 (電話) 047-451-9825 (FAX) 047-451-9825 (ホームページ) http://nanohanakai.blog50.fc2.com/	消費と男女共同参画などに関する講演会や地域交流会の開催など
千葉友の会 (総リーダー) 齋藤光子 (所在地) 千葉市若葉区加曽利町1410 (電話) 043-231-4408 (FAX) 043-231-4415 (ホームページ) http://tibatomonokai.life.coocan.jp/	家計簿や衣食住に関する生活講習や子育てに関する勉強会など
みんなの広場 (代表) 福谷章子 (活動場所) みんなの広場	食育、見守り、環境など消費者教育全般
村田町町内会 (活動場所) 中央区村田町	「暮らしの情報いずみ」の回覧など
シャルム西千葉自治会 (活動場所) 稲毛区穴川	「暮らしの情報いずみ」の回覧など
稲毛海岸4丁目自治会 (活動場所) 美浜区稲毛海岸	「暮らしの情報いずみ」の回覧など
千城台北四丁目自治会 (活動場所) 若葉区千城台北	「暮らしの情報いずみ」の回覧など

※活動内容など、団体に関するお問い合わせはそれぞれの団体にご連絡ください。

事業者

名称など	活動内容
東京ガス株式会社千葉支社 (所在地) 美浜区幸町1-6-8 (電話) 043-246-7705 (FAX) 043-248-1058	公民館等が主催する講座に講師を派遣するなど、子どもに対する環境教育や食育の支援【 活動紹介 】
SMBCコンシューマーファイナンス株式会社千葉お客様サービスプラザ (所在地) 中央区富士見2-8-14エキニア千葉2階 (電話) 043-224-4721 (FAX) 043-224-4743	子どもから成人までの消費者に対し、消費者の状況や要望にあわせた内容での金融経済教育セミナーの開催
水戸証券株式会社千葉支店 (所在地) 中央区富士見2-22-2 (電話) 043-227-0310 (FAX) 043-227-0324	シニア世代のライフスタイル向上支援・将来世代を担う子ども達への金融教育支援等を目的とした、セミナーの開催や講師派遣の実施など

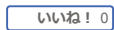
※活動内容など、団体に関するお問い合わせはそれぞれの団体にご連絡ください。

このページの情報発信元

市民局生活文化スポーツ部消費生活センター
 千葉市中央区弁天1丁目25番1号 暮らしのプラザ内
 電話：043-207-3602
 ファックス：043-207-3111
shohi.CIL@city.chiba.lg.jp



LINEで送る



ツイート

千葉市役所 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 代表電話番号：043-245-5111
 開庁時間：8時30分から17時30分（土日祝日および12月29日～1月3日を除く）

Copyright © City of Chiba. All Rights Reserved.

[千葉市](#)

[ホーム](#) > [くらし・地域・手続](#) > [くらし・生活・相談](#) > [消費生活](#) > [消費生活に関するおすすめ情報](#) > [ちばし消費者応援団](#) > ちばし消費者応援団活動紹介

更新日：2017年1月1日

ちばし消費者応援団活動紹介

ちばし消費者応援団の消費者教育に関する活動の一部を紹介します。

公益社団法人千葉県栄養士会

千葉県栄養士会は、保育園や学校、高齢者施設、病院などに勤務する栄養士・管理栄養士、約1,500人で組織する団体で、食を通じた健康の維持・増進のための講演会や料理教室の開催、各種イベントへの参加などを行っています。

食育健康料理教室の様子



「食育健康料理教室」では、「ちばの野菜で元気もりもり」をテーマに親子対象2回、大人対象2回を毎年実施し、バランスのよいメニューを提案しています。健康づくりや生活習慣病予防のほか、郷土料理や地産地消も取り入れ、安全・安心で環境にもやさしいメニューは、毎回好評を得ています。

社会福祉協議会朝日ヶ丘地区部会（団体会員）

社会福祉協議会朝日ヶ丘地区部会では「交流広場ふれあい」を定期的で開催、講座等のイベントを実施し、地域の人々同士の交流の活発化や、支え合いの環境づくりに取り組んでいます。

また、その活動の一環として、消費生活センターが実施している「くらしの巡回講座」を、平成25年度以降毎年利用し、消費者被害防止に努めています。

くらしの巡回講座の様子



講座の内容等を掲載した広報誌



講座を実施するだけでなく、その様子や講話内容を広報誌に掲載することで、情報共有も行っています。

若葉区老人クラブ連合会（団体会員）

若葉区老人クラブ連合会は、区内の単位老人クラブの普及・育成を通じて高齢者の生きがいや社会参加、健康の増進を目指しており、25クラブで約1,600人の会員から構成されています。

昨年度の講座の様子







各地域の老人クラブが行っている単身でお住まいの高齢者等の見守り活動や防犯パトロールを支援しています。
 そして、千葉東警察署や消費生活センターと連携し、消費者被害の見守りに関する講座を定期的に開催しています。

東京ガス株式会社千葉支社（団体会員）

東京ガス（株）千葉支社では、公民館等が主催する講座に講師を派遣するなど、環境教育、食育支援を行っています。また、安全・安心にガスをお使いいただくための講座も開催しています。

エコ・クッキング講座

夏休み期間に、生涯学習センター主催の親子エコ・クッキング講座に協力し、環境（水、ごみ）のことを考えながら調理体験を行っています。

ツナ入りナポリタン	カラフル野菜スープ
	

料理で使う野菜類は、切り方の工夫で無駄なく調理し、ごみを削減！
 調理器具の片付けも、古布で汚れをふき取り、洗剤と水の量を減らすなど、とってもエコな取り組みです！

環境講座

作成したペンダント


毎年、市内公民館主催の小学生対象の夏休み講座に協力し、使用済みガス管をリサイクルした工作をしながら、環境講座を行っています。

千葉市生活デザイン研究会（団体会員）

消費者問題に関心のある方が集う団体です。消費者が社会の一員として適切に行動し、消費者自身が充実した消費生活を送ることを目的に活動しています。現在は、高齢者の見守り活動を実施するため、他団体と連携する取り組みも模索しています。

【主な活動】毎月、千葉市民活動支援センターで定例会を開催、各会員が受講した講座等の報告・意見交換を行ったり、消費者関連のイベント等で、情報発信や啓発を行ったりしています。

消費者フォーラムin千葉（平成27年5月）での、成年後見制度に関する展示の様子



千葉市女性活動推進会（団体会員）

千葉市女性活動推進会は、会員が充実した地域活動を行えるよう、毎月1回、教育、福祉、環境、防災、消費者問題等の自主企画研修や悪質商法から高齢者を守り健康な生活を送るための講習会の企画を行い、実施しています。また、千葉市女性団体連絡会に加入し、行事や研修会に参加し、団体間での交流も図っています。

平成27年11月に、会員18人が集まり、消費生活センターで、高齢者でも栄養価の高い惣菜を手軽に作るための調理実習付きの栄養に関する講義と、消費生活相談員による製品事故に関する講座を開催しました。

<p>ねぎたま丼やキュウリと豚肉のスープなどを調理。 栄養について学びました。</p>	<p>製品事故の講座の一コマ。既製品の事故は、消費生活センターやメーカーに連絡しよう。</p>
	

一般社団法人千葉市老人クラブ連合会（団体会員）

（一社）千葉市老人クラブ連合会（愛称：きらめきクラブちば）は、市内のおおむね60歳以上の方を会員とし、自分たちの「生活を豊かにする」ほか「地域を豊かにする」さまざまな活動に取り組んでいます。消費者教育に関しては、以下のような活動を行っています。

- ・ひとり暮らしなど支援の必要な高齢者を訪問し、情報提供や見守り、声掛けなどにより悪質商法などの被害防止に努める、見守りサポーター（愛称：きらめきサポーター）の取り組みを行っています。
- ・平成27年9月、Qiball（きぼーる）で、きらめきクラブちば会員活動展を開催。消費者被害の防止に関する活動や啓発資料の展示を行い、高齢者の消費者被害防止を呼びかけました。
- ・公共施設でも配布されている「広報誌きらめきクラブちば」Vol42（平成27年9月）において、悪質商法に関する啓発等のため、消費生活センターの記事を掲載していただきました。

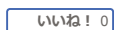
<p>見守りサポーター （きらめきサポーター）</p>	<p>きらめきクラブちば会員活動展</p>	<p>広報誌きらめきクラブちば</p>
		

このページの情報発信元

市民局生活文化スポーツ部消費生活センター
 千葉市中央区弁天1丁目25番1号 暮らしのプラザ内
 電話：043-207-3602
 ファックス：043-207-3111
shohi.CIL@city.chiba.lg.jp



LINEで送る



ツイート

千葉市役所 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 代表電話番号：043-245-5111
開庁時間：8時30分から17時30分（土日祝日および12月29日～1月3日を除く）

Copyright © City of Chiba. All Rights Reserved.

横浜市は(株)NTT ドコモ、KDDI (株)、ソフトバンク(株)と協力して「高齢者の消費者被害防止」に取り組みます！

横浜市は株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社（以下、「通信事業者」という。）と協力して、横浜市消費生活総合センターの連絡先が記載された「お助けカード（スマホ版）」を配布し、高齢者の消費者被害未然防止に取り組みます。

経緯

近年、横浜市消費生活総合センターに寄せられる相談のうち、80 歳代を除くすべての世代でアダルトサイトや出会い系サイトなどの不当請求等（デジタルコンテンツ）に関する相談が第 1 位を占めています。特に、スマートフォンなどの操作中、意図せずにアダルトサイトに接続されてしまい、登録料金の請求画面が表示され、「消しても消しても同じ画面が現れてしまう。」といった、ワンクリック請求に関する相談は、後を絶ちません。また、このような状況に陥ってしまった場合、スマートフォンの利用に慣れていない高齢者の中には、冷静な判断ができず、身に覚えがないにも関わらず、不安感や戸惑いから事業者に連絡をし、請求代金を払ってしまった、という事例も寄せられています。

このような状況を少しでも改善することを目指し、この度、スマートフォンの販売を行う通信事業者のご理解とご協力を得て、「高齢者の消費者被害防止」に取り組む運びとなりました。

実施時期

平成 29 年 9 月中旬から順次配布開始 <配布予定枚数：70,000 枚（年間）>

取組内容

通信事業者の市内店舗において、『スマートフォンを新規購入した、市内在住の 65 歳以上の方』に対し、「お助けカード（スマホ版）」を配布していただきます。



■ スマートフォンなどの画面に請求画面が表示された時は…

突然、支払要求の画面が表示されてもお金を支払ったり、画面に表示されている連絡先に連絡したりはしないでください。請求画面の削除方法は、横浜市消費生活総合センターホームページ (<https://www.yokohama-consumer.or.jp/>) の「よくご相談いただくケース」でご確認いただけます。

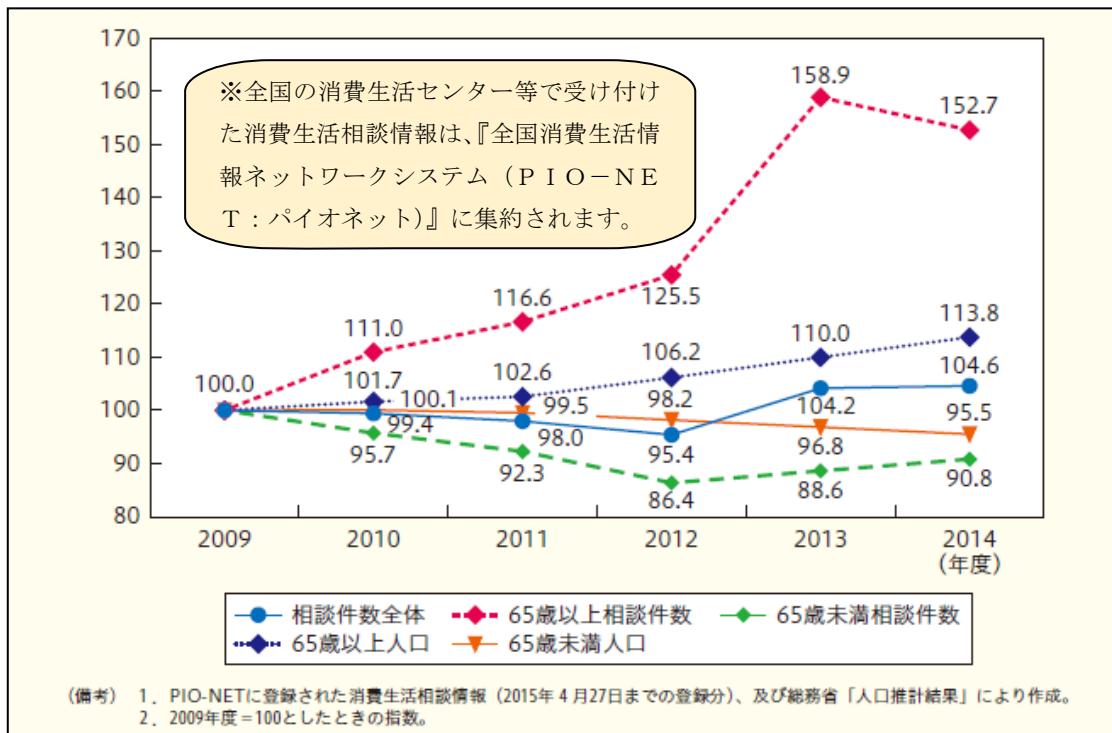
お問合せ先

経済局消費経済課長 山口 敏子 Tel 045-671-2573

裏面あり

<全国の高齢者の消費者被害について>

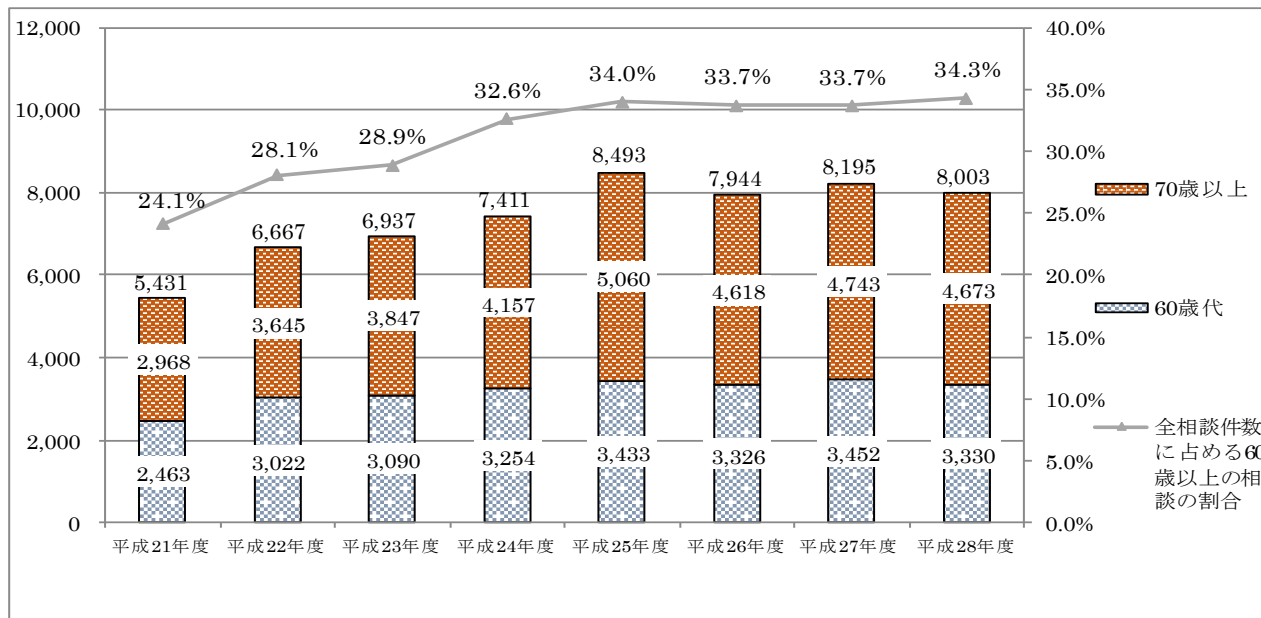
- 全国的に、様々な消費者取引において、多数の高齢者が消費者被害に遭われ、消費者センター等に多くの消費生活相談が寄せられています。
- 平成21年度（2009年）から平成26年度（2014年）の全国の65歳以上の人口の伸びが113.8と13.8%増だったのに比べ、65歳以上の方を契約当事者とする消費生活相談件数は、平成21年度（2009年）を100とすると、平成26年度（2014年）は152.7と52.7%増加しており、増加のペースが顕著です。



(図は「平成27年版消費者白書_消費者庁」より抜粋)

<横浜市消費生活総合センターにおける60歳以上の相談件数の推移>

- 横浜市消費生活総合センターで受け付ける消費生活相談の件数は、ここ数年、年間2万3千件前後の高水準で推移しています。その中でも、平成24年度以降は、60歳以上の方を契約当事者とする相談が、全体の約3割を占めています。
- また、60歳以上の方を契約当事者とする相談が、平成21年度は5,431件だったのに対し、平成28年度は、8,003件と47.4%増加しており、増加のペースが顕著となっています。



～横浜市と神奈川県生活協同組合連合会が協定を締結～

地域の見守りの担い手として

高齢者の消費者被害防止に連携して取り組みます！

全国的に広がる高齢者の消費者被害防止のため、横浜市（市長 林 文子）と神奈川県生活協同組合連合会（代表理事会長 當具 伸一）（組合員数：神奈川県内 257.4 万人、うち横浜市内 72.4 万人）は、『高齢者の消費者被害防止に関する協定』を締結しました。高齢化の進展で増加が心配される高齢者の消費者被害（※1）防止のため、配送の際などに心配りや気配りの一言とともに、「お助けカード」（※2）をお渡しするひと手間などを加えることで、地域の見守りにともに取り組みでいきます。

（※1）高齢者の消費者被害については、裏面を参照

（※2）「お助けカード」は、横浜市消費生活総合センターの連絡先を記載した名刺サイズのカードです。地域で見守り活動をしている方から高齢者に配布いただいています。

協定締結期間

平成29年8月29日から1年間（継続予定）

具体的な連携取組内容

次のような様々な場面で、消費者被害で困っていたり、気になる様子のご年配の方を見かけた際、「お助けカード」を手渡し、相談先をお知らせします。

【配布予定枚数】40,000枚（年間）

- 夕食の宅配をする時
 - 食材や日用品の宅配をする時
 - 店舗などの利用の場で
 - 生協が発行する機関紙を手渡しする時
 - イベントなど組合員同士の交流をする時
- など



※「取組みを行う生協」

ユーコープ、パルシステム神奈川ゆめコープ、生活クラブ生協、横浜北生活クラブ生協、横浜みなみ生活クラブ生協、福祉クラブ生協、全日本海員生協、ナチュラルコープ・ヨコハマ、やまゆり生協、医療生協かながわ、神奈川大学生協、横浜国立大学生協、横浜市立大学生協、慶應義塾生協、明治学院消費生協、神奈川県生活協同組合連合会

【配布スケジュール】

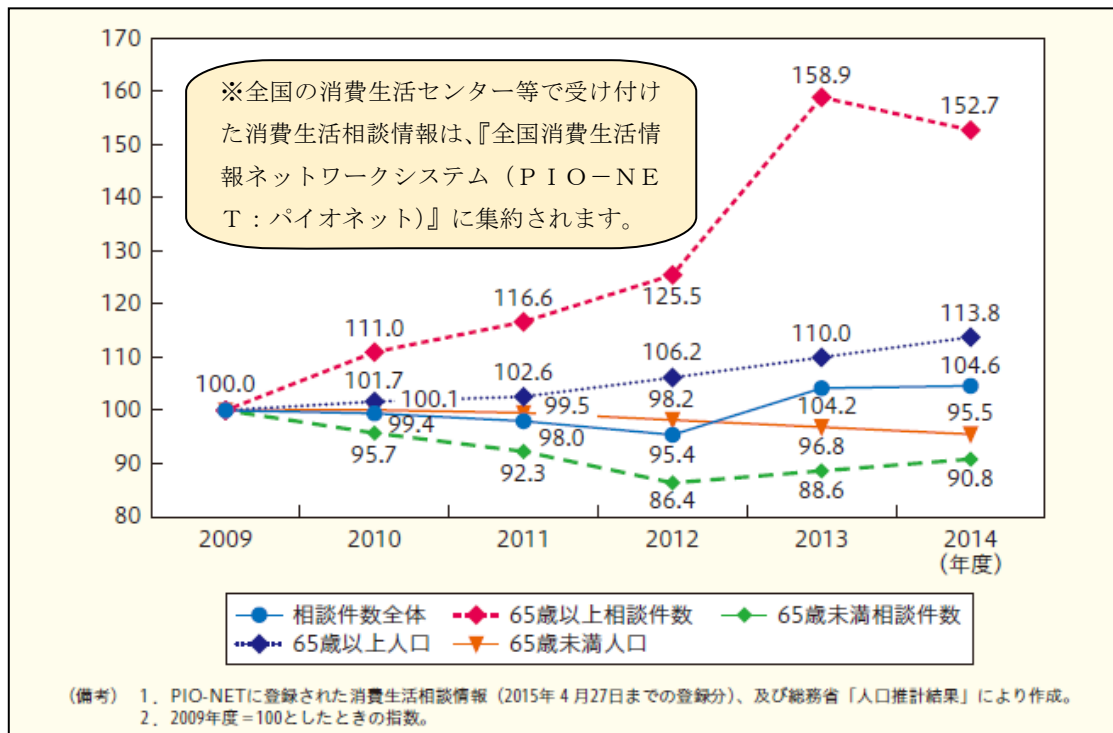
生協により、開始時期は異なりますが、平成29年9月中旬以降、順次配布を開始します。また、平成29年10月から11月までは「重点配布期間」とし、より重点的に配布を行う予定です。

お問合せ先	
経済局消費経済課長	山口 敏子 Tel 045-671-2573
神奈川県生活協同組合連合会会長付	丸山 善弘 Tel 045-473-1031

裏面あり

<全国の高齢者の消費者被害について>

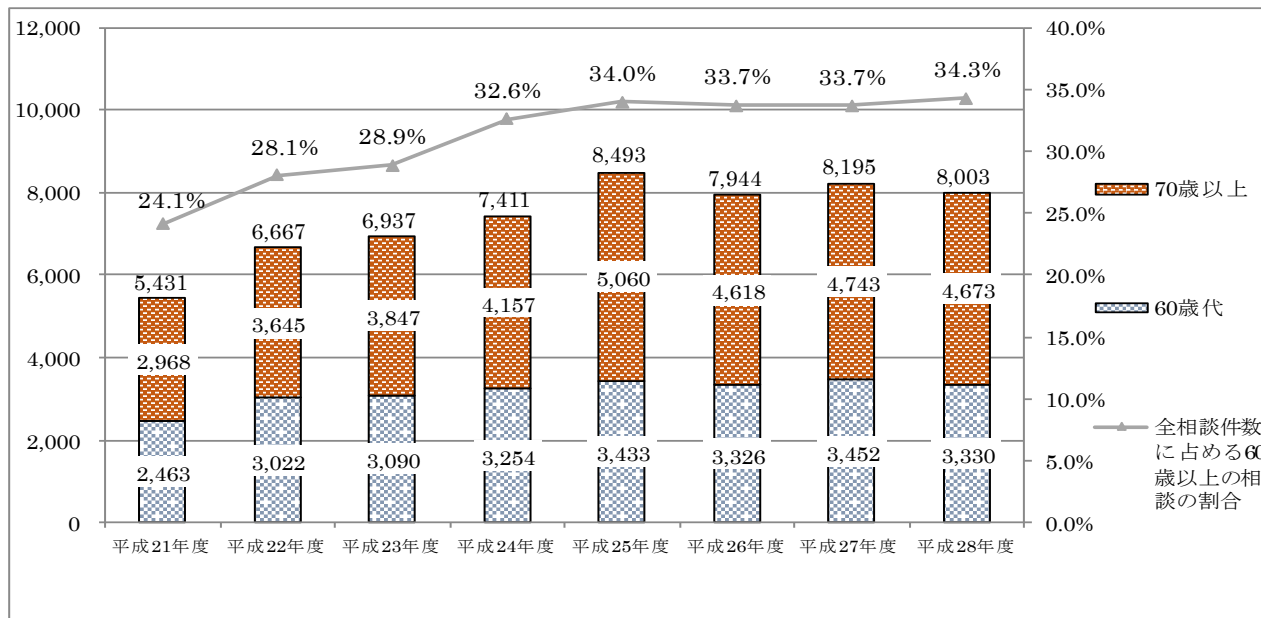
- 全国的に、様々な消費者取引において、多数の高齢者が消費者被害に遭われ、消費者センター等に多くの消費生活相談が寄せられています。
- 平成21年度（2009年）から平成26年度（2014年）の全国の65歳以上の人口の伸びが113.8と13.8%増だったのに比べ、65歳以上の方を契約当事者とする消費生活相談件数は、平成21年度（2009年）を100とすると、平成26年度（2014年）は152.7と52.7%増加しており、増加のペースが顕著です。



(図は「平成27年版消費者白書_消費者庁」より抜粋)

<横浜市消費生活総合センターにおける60歳以上の相談件数の推移>

- 横浜市消費生活総合センターで受け付ける消費生活相談の件数は、ここ数年、年間2万3千件前後の高水準で推移しています。その中でも、平成24年度以降は、60歳以上の方を契約当事者とする相談が、全体の約3割を占めています。
- また、60歳以上の方を契約当事者とする相談が、平成21年度は5,431件だったのに対し、平成28年度は、8,003件と47.4%増加しており、増加のペースが顕著となっています。



損害保険ジャパン日本興亜株式会社と横浜市が 「地域活性化に関する包括連携協定」を締結

本日、横浜市（市長 林 文子）と損害保険ジャパン日本興亜株式会社（東京都新宿区、取締役社長 西澤 敬二）は、地域の安全・安心・災害対策、高齢者・障害者支援等、複数の分野において、相互に連携を強化し、市民サービスの向上や地域の活性化を目的として「**地域活性化に関する包括連携協定**」を締結しました。

横浜市が、保険会社とさまざまな分野における包括連携協定を締結するのは今回が初めてであり、**企業アライアンスや代理店ネットワークを活かした、市民サービスの向上や、行政課題の解決が期待されます。**

経緯

損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、平成 27 年に「市民の交通安全とリスク管理に関わる包括連携に関する協定」を横浜市と締結しました。また、平成 29 年には、「SOMPO アート・ファンド」からヨコハマトリエンナーレ 2017 に助成いただきました。その後、「横浜市とさらに広く連携して、グループの経営理念である《安全・安心・健康》に資する地域貢献活動を行いたい。」と、共創フロント*にご提案をいただき、**より幅広い対象分野での連携の可能性について検討を重ね、本日、包括連携協定を締結する運びとなりました。**

※共創フロントとは

行政と民間が互いに対話を進め、新たな事業機会の創出と社会的課題の解決に取り組むために、横浜市が設置した相談・提案受付窓口です。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/kyoso/front.html>



SOMPO ホールディングス | 保険の先へ、挑む。
損保ジャパン日本興亜

地域活性化に関する包括連携協定の対象分野

1. 地域の安全・安心・災害対策に関すること
2. 高齢者・障害者支援に関すること
3. 健康増進に関すること
4. 女性の活躍の推進に関すること
5. 子育て支援及び青少年の育成に関すること
6. 文化・芸術の振興に関すること
7. 地域産業の振興に関すること
8. その他市民サービスの向上及び地域社会の活性化に関すること

裏面あり

協定に基づく、主な取組内容

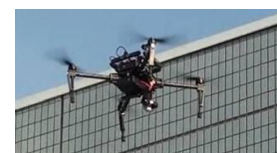
高齢者・障害者支援に関すること

- シニアの皆さん一人ひとりに合った就労や地域活動を紹介し、社会参加を促す相談窓口「**生きがい就労支援スポット***」で**ライフスタイル等のセミナー開催**（12月4日）に協力
 - ※ 平成26年12月から「いきいきシニア地域貢献モデル事業」として金沢区で実施
 - ◆窓口所在地：金沢区泥亀1丁目21-5 いきいきセンター金沢1階
 - ◆委託先 公益財団法人 横浜市シルバー人材センター
- 認知症に関する正しい理解を社員及び代理店従業員に広めるために、「**認知症サポーター養成講座(※1)**」をSOMPOグループ内で継続的に実施
講師役は「**認知症キャラバン・メイト養成研修(※2)**」を受講した社員（H29.10.19現在 222名）
 - ※1 認知症の正しい理解と、認知症の人や家族を温かく見守る応援者の養成講座
厚生労働省が推奨し、市町村・県等が養成講座を実施
 - ※2 認知症サポーター養成講座の講師を養成する研修
- 各区で実施している「**SOSネットワーク***」への取組に賛同いただき、損害保険ジャパン日本興亜株式会社の**企業アライアンスや代理店ネットワークを活用し、高齢者宅への営業時の積極的な声かけなど**を通じ、より効率的・効果的に認知症の方の見守りを実施
 - ※ 認知症高齢者等が行方不明時の早期発見や、地域での見守り等を目的としたネットワーク
- 高齢者の消費者被害未然防止の啓発協力として、代理店での『**お助けカード***』の配布や**高齢者宅への営業時の声かけ・注意喚起**、社内・代理店でのポスター掲示等
 - ※ 消費者被害の相談窓口、横浜市消費生活総合センターの情報が掲載された名刺大カード
- 損害保険ジャパン日本興亜株式会社神奈川本部の自社ビル内に、**障害者施設の手作り製品（パン・お菓子等）を販売するスペースを提供**し、障害者施設利用者の社会参加の機会拡大や工賃アップに寄与



地域の安全・安心・災害対策に関すること

- 業務で**小型無人機（ドローン）**を活用している実績に基づき、
 - ・災害発生時における市内の迅速な情報収集に協力
 - ・「横浜市総合防災訓練」等でのドローンによる情報収集に協力
- 災害時の安全な行動を、幼少時から習得するため、キャラクターを用いた**体験型防災ワークショップ「防災ジャパンダ・プロジェクト」**を開催（9月2日『希望ヶ丘南地区防災フェスタ』で実施済）
- 災害発生時に、
 - ・損害保険ジャパン日本興亜株式会社神奈川本部（中区弁天通）の会議室を**帰宅困難者一時滞在施設として開放**
 - ・帰宅困難者の発生抑制のために、同社の市内事業所の従業員が一斉帰宅抑制に協力
- 地震保険の重要性についての普及



問合せ先

政策局共創推進課 担当課長 森脇 美也子 Tel 045-671-4392

高齢者・障害者支援に関すること（※詳細は記者発表資料参照）

- 「生きがい就労支援スポット」でライフスタイル等のセミナー開催（12月4日開催予定）
- 認知症に関する正しい理解を社員及び代理店従業員に普及
- 企業アライアンスや代理店ネットワークを活用した認知症の方の見守りの実施
- 高齢者の消費者被害未然防止の啓発協力
- 障害者施設の手作り製品（パン・お菓子等）を販売するスペースの提供

地域の安全・安心・災害対策に関すること（※詳細は記者発表資料参照）

- 小型無人機（ドローン）を活用し、災害発生時における市内の情報収集に協力
- 地域イベント等での体験型防災ワークショップ「防災ジャパンダ・プロジェクト」の開催
- 損害保険ジャパン日本興亜(株)神奈川本部の会議室を、帰宅困難者一時滞在施設として開放
- 帰宅困難者の発生抑制のための一斉帰宅抑制に協力
- 地震保険の重要性についての普及

健康増進に関すること

- 損害保険ジャパン日本興亜(株)の法人顧客へ「横浜健康経営認証」制度の普及・啓発に協力

女性の活躍の推進に関すること

- 働く女性向けのイベントの連携協力
- 「地域ダイバーシティ in 横浜」の共同開催 ※平成23年度より継続開催
- 法人顧客への「よこはまグッドバランス賞」制度の普及・啓発協力
- 女性に対する暴力をなくす運動《パープルリボン運動》への協力（代理店によるチラシ配布、社内や代理店でのポスター掲示、パープルリボンの付帯）

子育て支援及び青少年の育成に関すること

- 子ども虐待防止《オレンジリボン運動》への協力（代理店によるチラシ配布、社内や代理店でのポスター掲示、営業時の声かけ、オレンジリボンの付帯）
- 小中学生向けのキャリア育成として出前授業に協力



キャッピー

文化・芸術の振興に関すること

- 「SOMPO アート・ファンド」などを活用した支援



地域産業に関すること

- 一般社団法人 Yokohama Urban Solution Alliance(YUSA)に賛助会員として加入し、「横浜の資源・技術を活用した公民連携による国際技術協力(Y-PORT 事業)」の推進等、市内企業の振興・支援に協力

その他市民サービス向上及び地域社会の活性化に関すること

- 平成27年8月の「市民の交通安全とリスク管理に関わる包括連携に関する協定」により、平成28年1月、自転車事故発生時のセーフティネット構築の一環として、(一社)横浜市交通安全協会と連携して、市民向け団体保険「ハマの自転車保険」を創設済 など

1. 成年年齢引下げの議論

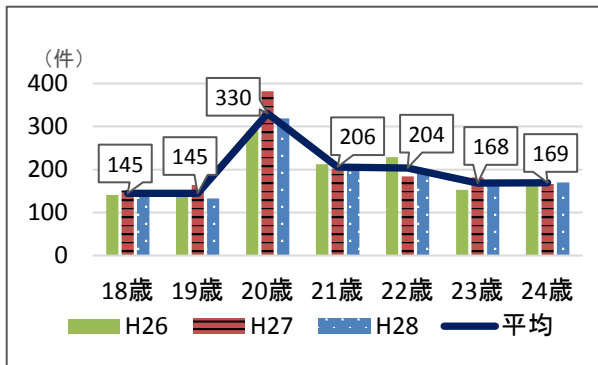
公職選挙法改正（平成 27 年 6 月）により、選挙年齢が 18 歳に引き下げられ、その附則（第 11 条）として民法等の成年年齢について検討を加える旨が定めたことから、議論が行われている¹。

2. 成年年齢引下げに伴う若年者の消費者被害への影響

● 未成年者取消権の喪失

民法では、未成年者が法定代理人の同意を得ずに行った法律行為については、未成年者取消権（民法第 5 条第 2 項）により、取り消すことができるとされている。しかし、今後、成年年齢が引下げられ、18 歳、19 歳が成年となった場合、未成年者取消権を行使することができなくなる。これにより、18 歳、19 歳の若年者が知識や経験、判断力不足につけ込まれ、悪質業者のターゲットになる恐れがある。

【図 1】 18 歳～24 歳における消費生活相談件数

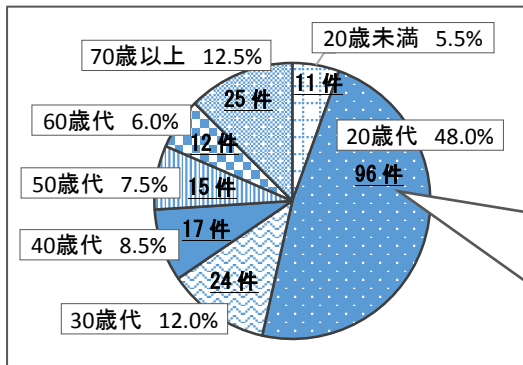


「18 歳」、「19 歳」の相談件数（H26～H28 の平均値）がともに 145 件なのに対し、「20 歳」は 330 件と約 2.3 倍増加。
成年に達することで、契約や購入をする機会が増えることにより、相談件数が突出して多くなる傾向が見られる²。

● 若年者への消費者被害拡大の恐れ

若年者に関する消費生活相談の特徴として、「マルチ取引」の相談の多さが挙げられ、大学のサークルや職場、アルバイト先で新しく形成された人間関係を利用して勧誘が行われることが多く³、成年年齢が引下げとなった場合、高校で「マルチ取引」の被害が拡大することが懸念される⁴。また、悪質な「マルチ取引」の中には、契約に際し、学生ローンの利用を勧める、貸金業者から借入をした上で代金を支払うよう指示するなど、支払能力を超える債務を負わせる事例なども見受けられる⁵。

【図 2】 マルチ取引に関する相談（H28）



< 19 歳～24 歳の内訳 >

19 歳	20 歳	21 歳	22 歳	23 歳	24 歳
6 件	16 件	12 件	8 件	15 件	11 件

・「19 歳」と「20 歳」を比べると、約 2.7 倍増加。20 歳代の中でも、最も多いのは「20 歳」からの相談となっている。

¹・³ 国民生活 2017.2（国民生活センター）消費者アラカルト 民法の成年年齢引き下げ問題
² 平成 29 年版消費者白書（消費者庁）第 1 部第 3 章第 2 節 若者の消費者トラブル
⁴・⁵ 成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書（消費者委員会）

3. 若年者に多い消費生活相談

未成年者は、「アダルト情報サイト」が第1位で、相談件数が断然多く、全般的にインターネットや通信関連の相談が目立ちます。また「健康食品」や「基礎化粧品」の定期購入に関する通販トラブルも多くなっています。【表1】

20歳代は、未成年者と比べると架空請求関連の相談割合が減り、「不動産貸借」「エステサービス」「インターネット接続回線」「携帯電話サービス」など実際の契約に関連する相談が多くなっています。【表2】⁶

【表1】未成年者の商品・役務別上位10位

順位	商品・役務名	件数(割合)
1	アダルト情報サイト ※1	184 (32.1%)
2	オンラインゲーム ※1	42 (7.3%)
3	デジタルコンテンツ 一般 ※1 注1	33 (5.8%)
4	健康食品	21 (3.7%)
5	テレビ放送サービス	13 (2.3%)
6	不動産貸借	12 (2.1%)
6	出会い系サイト ※1	12 (2.1%)
8	基礎化粧品	11 (1.9%)
8	携帯電話サービス	11 (1.9%)
8	コンサート	11 (1.9%)
	その他	223 (38.9%)
	計	573 (100.0%)

【表2】20歳代の商品・役務別上位10位

順位	商品・役務名	件数(割合)
1	不動産貸借	175 (8.4%)
2	アダルト情報サイト ※1	150 (7.2%)
3	デジタルコンテンツ 一般 ※1 注1	121 (5.8%)
4	エステサービス	93 (4.4%)
5	他のデジタルコンテンツ ※1 注2	67 (3.2%)
6	インターネット接続 回線	62 (3.0%)
7	商品一般 注3	57 (2.7%)
8	携帯電話サービス	56 (2.7%)
9	役務その他サービス 注4	46 (2.2%)
10	出会い系サイト ※1	46 (2.2%)
	その他	1,222 (58.3%)
	計	2,095 (100.0%)

※1 は「デジタルコンテンツ」の下位キーワード

注1 「デジタルコンテンツ一般」は、内容が不明確な有料サイト利用料の架空請求等に関する相談

注2 「他のデジタルコンテンツ」は、「ダウンロードした情報商材」「ダウンロードしたセキュリティソフト」「SNS」「占いサイト」「懸賞サイト」等に関するもの

注3 「商品一般」は、商品の特定が出来ない／身に覚えのない架空請求等に関するもの

注4 「役務その他サービス」は、サービス業のうち「金融・保険」「運輸・通信」「教育」「教養・娯楽」「保健・福祉」「外食・食事宅配」「冠婚葬祭」「家事」などのサービスに該当しない役務に関するもの

⁶ 平成28年度 横浜市の消費生活相談の動向（横浜市消費生活総合センター）

4. 選挙年齢の引き下げに伴う横浜市の取組

【常時啓発】

(1) 選挙啓発冊子「あと3年」の発行

中学校3年生向けの社会科副教材として発行していた選挙啓発冊子「あと5年」の内容を18歳選挙権にあわせて改訂

(2) 教育委員会との連携の強化

小・中・高校における主権者教育の重要性が増したことから、児童・生徒の政治的教養を育み、主権者として政治参加の促進することを目的とし、相互に連携・協力して取り組むために教育委員会と「主権者教育における連携・協力に関する協定」を締結

(3) 大学での啓発

「住民票を移して選挙に行こう！」リーフレットを作成し大学で配布

【選挙時啓発】

高校・大学での選挙啓発の実施

ポスターの掲出など高校での選挙啓発の新規実施と、大学での選挙啓発の拡充

横浜市における事業者の認定・認証・登録制度について

認定制度

■ 横浜型地域貢献企業（H19～）

＜経済局 経営・創業支援課＞ 認定：426社（H29.4.1時点）

概要：市民の積極的雇用や市内企業との取引重視など地域を意識した経営の他、環境保全活動、地域ボランティア活動等の社会的事業に取り組んでいる企業の認定・支援
 仕組み：外部の専門家等で構成する認定委員会で認定（認定は2年間有効、更新審査あり）
 メリット：認定証の授与、認定マークの付与、認定企業対象セミナー・交流会への参加、インセンティブ発注の優遇、助成制度の申請資格要件緩和等



■ 横浜知財みらい企業（H23～）

＜経済局 経営・創業支援課＞ 認定：92社（H29.9.1時点）

概要：独自の技術やサービス等を展開する中小企業の認定・支援
 仕組み：評価実施機関（※）による評価（認定は原則1年間有効、5回認定で2年に延長）
 （※）（株）アイピーシーアイ＝知的財産に関する調査、コンサルなどを行う企業
 メリット：認定証の授与、資金調達支援、助成制度の活用、コンサルの利用、ビジネスマッチングの支援等



■ よこはまグッドバランス賞（H19～）

＜政策局 男女共同参画推進課＞ 認定：130社（H29.3.31時点）

概要：女性の活躍、子育て・介護支援など、男女がともにはたらきやすい職場環境づくりを積極的に進める事業所の認定・表彰
 仕組み：外部委員により構成された認定委員会で認定（認定は1年間有効、継続賞あり）
 認定外であっても、先進的な取組を行っている企業を表彰する（努力賞）。
 メリット：認定証の授与、認定マークの付与、公共調達における受注機会の増、市内大学生等との就活に関する交流会の参加等



認証制度

■ 横浜健康経営認証（H28～）

＜健康福祉局 保険事業課＞ 認証：28社（H29.3.31）

概要：従業員等の健康づくりに積極的に取り組む事業所を認証
 仕組み：外部委員により構成された認証委員会にて審査（認証は2年間有効、更新あり）
 メリット：認証状の授与、認証マークの付与、保健師・栄養士等による訪問相談等の利用、体組成計等の健康測定機器の貸出等



登録（協力店、サポート店）

■ 横浜市消防団協力事業所表示制度 (H19～)

＜消防局 消防団課＞ 登録：51 事業所 (H29. 3. 1 時点)

基準：2人以上の従業員が消防団に入団、就業時間中の従業員の消防団活動等について配慮、災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力している等のいずれかに適合している。

メリット：地域貢献を行っている事業所として評価される（横浜型地域貢献企業の認定時に加算あり）

その他：表示証あり（A4 サイズ）、有効期限は2年（更新あり）



■ 見守り協力店（認知症）(H29～)

＜神奈川区 高齢・障害支援課＞ 登録：56 店（公表希望店のみ）(H29. 9. 5 時点)

基準：認知症サポーター養成講座（厚労省認定）を受講した従業員が1名以上いる。

メリット：サービス向上、イメージアップ

その他：認定書、専用ステッカーを交付



■ 旭区健康づくり協力店（開始年度不明）

＜旭区 福祉保健課＞ 健康メニュー提供店の登録：15 店 (H28. 6 時点)

基準：区や関係団体からの健康に関する情報の発信（チラシ配布、ポスター掲示）に協力する店、健康に配慮したメニューの提供を行っている店

メリット：栄養成分の計算やヘルシーメニューについて栄養士が相談に応じる。

その他：専用ステッカーを交付



■ 横浜地産地消サポート店 (H21～)

＜環境創造局 農業振興課＞ 登録：97 店 (時点不明)

基準：市内産農畜産物をメニューに取り入れている飲食店等

メリット：市 HP 掲載、地産地消を普及啓発するパンフレットやのぼり旗等 PR 資材の提供

その他：登録証の交付

■ 食べきり協力店 (H24～)

＜資源循環局 一般廃棄物対策課＞ 登録：777 店 (H29. 8. 21)

基準：小盛メニュー等の導入、持ち帰り希望者への対応、ポスター等の掲示による啓発

その他：専用ステッカーを交付

